

「保育」と「教育」はどうあるべきか

昭和46年6月10日
中央児童福祉審議会
保育対策特別部会

保育対策特別部会は、昭和45年8月20日に設置され、保育所をめぐる当面の諸問題について審議を重ねてきたが、特に同年11月から保育のあり方、保育と教育はどうあるべきかを究明することを緊急の課題として、専門小委員会も含めて7回にわたり審議を重ねた結果を、ここに中間報告として発表するものである。

「保育」と「教育」はどうあるべきか

社会情勢の急速な変動に伴い、幼児の保育に対する社会的要望は、幼児の人間形成に対する親たちの関心と熱意の増大とあいまって、近来ますます高まりつつある。当保育対策特別部会は、こうした要望にこたえて、これまでも保育施設の整備、拡充、その他の施策について、政府に強く訴えてきたが、いま改めて保育のあり方を真剣に検討、究明しなければならない時点に立っていると考える。それは、幼児教育の重要性が最近とみに強調され、幼児教育強化の動きが時代の大きな流れになってきているからである。

昭和45年5月ならびに11月に中央教育審議会から発表された初等中等教育の改革に関する中間報告は、保育界に少なからぬ衝撃を与えたようであるが、これを一つの契機として保育をさらに前進させることこそ、保育界の責任といってよいであろう。

もとより幼児の人間形成の第一義的な場は家庭であるが、保育施設もまた家庭に代わって幼児を育成する重要な役割を果たしていることはいままでもない。したがって、保育施設における保育のあり方は、幼児期の人間形成にとって重要な意義をもっている

といわなければならない。

児童福祉の立場から幼児の人間形成に関する理念とその実現の方途を明らかにするという基本問題を踏まえつつ、保育への要望の高まりと幼児教育の重要性への認識の深まりという二つの流れのなかに立って、幼児の保育と教育はいかにあるべきかを究明し、そのあるべき姿を確立することこそ、今日の緊急の課題であると考えられるものである。

前述の中央教育審議会の中間報告について問題とされている点は、4、5歳児から小学校の低学年までを同じ教育機関で一貫した教育を行うことによって幼年期の教育効果を高めること、幼稚園に入園を希望するすべての5歳児を就園させることとし、市町村に対して必要な収容力をもつ幼稚園を設置する義務を課すること、そのために当面の施策として、経過的には「保育に欠ける幼児」は保育所において幼稚園に準ずる教育が受けられるようにし、その他の希望者はすべて幼稚園に就園させることなどである。

すなわち、この構想は、幼児期における養護と教育の不離一体性と矛盾することになり、保育所における保育機能を閑却にすることになるという強い反論が各方面から出ている。

そこで 当部会としては、(1)「福祉と教育との関連において幼児教育をいかに考えるべきか」(2)「保育所で幼児教育をどう受けとめるべきか」(3)「保育所と幼稚園の関係をどのようにすることが望ましいか」という三つの基本問題について、考え方を明確にする必要があると考える。

(1) 福祉と教育との関連において幼児教育をいかに考えるべきか

幼児の「福祉」と「教育」の関連を究明するためには、まず「人間の福祉」とはどういうことかを明確にし、それについて共通の理解をもつことからはじめなければならない。

「人間の福祉」とは、生命の保持と発展に対する願望が可分に充足されること、また、それによって、さらにより高次の価値を追求することに生命の充実や人生の意義を感じるような生存状況であるとするならば、幼児の福祉とは、彼らの生命や身体の安全が守られ、精神的および物質的必要が満たされて、さらに彼らが内に秘めている計りしれない未来への可能性を開発し、発展させるために必要な健全な成長の諸条件が整えられている状況を意味するといつてよいであろう。

このような幼児の福祉を実現するために、養護、保育、教育、医療、保健衛生などの社会的または政策的な営みがある。これらのうち養護のおもな役割は、適切な環境を与えて生命や身体の安全を守りながら、その順調な成長を援助することであり、教育のおもな役割は、心身の能力を開発しながらその望ましい発達を促進することであるということができよう。これに対して保育の役割は、これらの養護および教育の機能を不離一体として行うことである。

幼児期における基本的な生活習慣の自立や情緒の発達が適切に行われるためには、養護と教育が不離一体となって作用することが必要であり、それによって人格の基礎が築かれていくものであるから、その営みは、幼児期の人間形成にとって決定的に重要なものである。したがって、幼児の福祉を実現するには、養護的方法を十分果たせるようにしながら、それぞれの年代や発達過程に応じて教育的方法を強化していく配慮が必要である。

変動の激しい今日の社会のなかで、幼児教育に対する関心の増大、その拡充強化に対する要請のたかまりは、いまや世界的な趨勢になっており、国際公教育会議の採択等の趣旨は尊重されなければならない。

しかし、こうした幼児教育の拡充向上へのニーズとのかかわり合いのなかで、幼児の身体の加速度的

な発達現象に着目するあまり、ともすれば幼児の早期からの才能開発を過度に重視したり、知育偏重の傾向に陥る危険があることにも、十分留意しなければならない。

幼児期は人間形成の基礎を確立する重要な時期であり、幼児が適切な環境のなかで健全に育成されなければならないことは児童福祉の基本原理である。幼児教育においてもこの基本原理に基づいて、幼児の負担を重くし、その心身の健全な発達を阻害する恐れのある知育偏重的な教育を強化することよりも、美しい自然に接触する機会を積極的に与えるとともに、幼児期において重要な意義をもつ遊びを中心として、豊かな人間性を育成することが優先されなければならない。また、幼児の発達の特質からみて、低年齢児ほど養護的な保育が重要な役割をもっているため、その心身の健全な発達を図るためには、生活訓練など発達段階に応じた適切な方法を十分重視していく必要がある。

(2) 保育所で幼児教育をどう受けとめるべきか

近年における婦人労働増加の傾向からみて、保育に欠ける幼児の数は、今後ますますふえることが予想される。そこで、これらの幼児の保育に欠ける状況を十分補う保育施設の確保整備がまず急務であるが、その保育を行うにあたっては、幼児の生命の尊重、保護等、養護的機能が遺憾なく営まれるような条件を十分整えたなかで、幼児の心身の健康増進を重視しつつ、その発達段階に応じて適切な保育カリキュラムを組み入れていくことが必要である。これは、保育所が前述の児童福祉の基本原理に基づく幼児教育を実践していくことにほかならない。

また、保育は、長時間にわたって養護と教育が不可分に展開されるという独特の機能を十分に発揮することによって、好ましい人間形成の成果をあげることを大きな目標としているので、保育所においては、幼児教育とともに、保育に欠ける幼児のニーズを総合的に把握し、調整し、情緒の安定を図りながら母親に代わって長時間保育するという重要な使命を果たしていることになる。したがって、保育者は、幼児教育を担当するほかに、このような重要な使命をになうかけがえのない主役として、常に知識、技術および人間性の面で資質の向上につとめることが

要請されていることを自覚しなければならない。

さらに、就学前の幼児教育のあり方としては、さまざまな可能性を秘めた幼児の個性を尊重し、それらを適切に伸ばしながら豊かな人間性の育成を図る方法がとられなければならないと考える。これを実現するためには、幼児の年齢や発達過程に応じ、個人的特性にも柔軟に対応できる多様な保育や教育の場および形態を準備して適切な選択が行われるようにしなければならない。

保育所は、このような意味における幼児教育の場としても、特有の機能と役割を発揮しているということができる。

保育所における幼児教育は、児童福祉の立場からうけとめて保育所保育指針に基づき、具体的に展開されているが、社会情勢の急速な進展に適切に対応しながら一層の前進を図るためには、児童福祉と教育との調整という基本的な問題と関連して、今後もおお検討を継続していく必要がある。

(3) 保育所と幼稚園の関係をどのようにすることが望ましいか

保育所と幼稚園は現在その設置目的から明確に分別されて、それぞれ必要な社会的役割を果たしている。幼稚園は学校教育法に基づく学校の種類として意図的に構成される教育カリキュラムによって幼児教育を行うところである。これに対し保育所は幼児教育を行う点では同じであるが、児童福祉の観点から保育に欠ける幼児のために母親に代わって養護と教育を一本化して望ましい人間形成を促進するところに独自の性格と機能をもつものである。保育に欠

ける状況は変動する社会情勢に対応して変質していくことはあるにしても、なお、保育に欠ける幼児の数は今後も増加していくことが予想されるので、保育所の増設整備に対する社会的要請はますます増大するものと思われる。

したがって、保育所はこのような社会的要請に適切にこたえるために、その独自の性格と機能を損うことなく、教育の機能を充実していかなければならない。幼稚園と同等の設備条件をもつ保育所は、幼稚園としての地位をあわせもつべきであるという考えもあるが、その妥当性については、児童福祉の立場からなお慎重な検討を要するものとする。

また、就学前の幼児教育は、多様に準備されるべきであるという前述の趣旨からも、幼児教育の場を学校教育体系のなかに位置づける幼稚園として画一的に整備することに限らず増大する社会のニードに児童福祉の立場からこたえて保育を行う保育所を整備すべきであることはいうまでもない。

このような観点から、まず、保育所および幼稚園の設置状況が不均衡な地域においては、それぞれの関係当局が相互に協力して調整是正する措置を早急にとる必要がある。これと同時に、保育に欠ける乳児または低年齢児に対する保育需要も年々増大傾向を示しているので、保育所は、当面これに対応する保育機能の充実を図るべきである。

当部会は、以上の趣旨に基づき、教育、保育施設の多様化、保育施設の規模と配置の適正化、保育者の待遇の向上、研修の強化、資格要件の確立等について可及的速やかに現行制度の改善が行われることを強く要望する。